

平成31年2月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（平成31年第2回）議事録

1. 開催日時 平成31年2月18日（月曜日）午後2時30分

2. 開催場所 由利本荘市役所「正庁」

3. 出席委員（23名）

1番 小松忠彦	14番 小野真一
2番 熊谷正博	15番 小松幸夫
3番 遠藤幸男	16番 大場弥吉
4番 眞坂平通	17番 佐藤喜勝
5番 富樫公一	18番 岡部五一郎
6番 石井勲	19番 古関幸子
7番 庄司和夫	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	22番 佐々木知榮
11番 佐藤俊和	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	

4. 欠席した委員（1名）

8番 佐藤 崇

5. 議事日程第1号 平成31年2月18日 午後2時30分開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第10号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第10. 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第11. 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う貸借権設定の件

第12. 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第13. 議案第18号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	松 永 剛、	次 長	柳 田 保、
農地班長	小 松 正 広、	主席主査	佐々木 淳、
主 査	釜 台 勇 樹、	主 任	佐々木 智慧、
主任(矢島庶務班)	佐々木 彩、	班長(岩城庶務班)	佐 藤 佳 紀、
主事(由利庶務班)	須 田 大 貴、	主事(大内庶務班)	佐 藤 明 良、
主事(東由利庶務班)	高 橋 直 希、	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、
主事(鳥海庶務班)	木 内 駿 佑		

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
16番 大場 弥吉
17番 佐藤 喜勝

10. 会議の概要

○議長

これより、平成31年2月1日公示招集されました、平成31年第2回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

8番・佐藤崇委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第10号から議案第18号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、16番・大場弥吉委員、17番・佐藤喜勝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(会務報告を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第10号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(由利・大内・西目・鳥海)

(各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第10号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第10号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第11号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・岩城・大内・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は自作地相互の交換又は譲渡人の要望又は贈与である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第11号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第11号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第11号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から5番までにつきましては、23番・佐藤和子委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤和子委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第12号1番から5番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第12号1番から5番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号1番から5番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第12号1番から5番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤和子委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の6番から7番までにつきましては、22番・佐々木知榮委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木知榮委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第12号6番から7番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は1年又は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第12号6番から7番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号6番から7番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第12号6番から7番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

【佐々木知榮委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第12号8番から135番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は4年又は5年又は6年又は7年又は8年又は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第12号8番から135番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。
ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号8番から135番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第12号8番から135番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第13号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島・大内・西目・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第14号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内・西目）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は8年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第15号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

22ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立大内中学校から北へ約160mに位置します。農地区分は、鉄道敷地や宅地等に囲まれた小集団農地であるためいずれの農地にも該当しない第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、設備廃止となった33KV羽後亀田線の鉄塔を8年間にわたり順次撤去するにあたり、作業ヤードとして一時的に転用するものです。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、鉄塔用地に隣接しているうえ公道に接していることから資機材の搬入が容易であり、利便性が高いことから一時利用はやむを得ないものと思われれます。

23ページ及び24ページをご覧ください。申請地には防砂シートを設置のうえ山砂を盛り、鉄板を敷いて作業場を確保します。作業終了後は敷鉄板及び盛り土を撤去し、整地のうえ農地として利用できるよう復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。また、管轄する土地改良区からは差し支えない旨の意見を書面で確認しました。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えませんが、いずれの農地にも該当しない第2種農地ですので、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第16号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・石井勲委員。

○6番（石井勲委員）

去る2月6日午前9時より、私と成田敬一推進委員、庶務班の佐藤主事の3人で現地調査を行ってきました。

添付資料22ページから24ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立大内中学校から北へ約160mに位置し、北側及び東側は市道、西側は田、南側は宅地となっていました。

被害防除計画では、用地造成について防砂シートを設置のうえ山砂を盛り、鉄板を敷いて、農地を保護します。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により用水路へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第16号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第16号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第16号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第16号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

26ページをご覧ください。申請地はハローワーク本荘から南に約550mに位置しています。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、不動産業を営んでいますが、申請地周辺は大型ショッピングセンターや大型書店、ファーストフードショップなどがあり、住宅の需要が高まっている地域であるため分譲地として完売が見込めることから選定されました。なお、隣接している石脇字田尻1番119、1番191、1番192の3筆については、地目は山林となっておりますが、一体利用して開発する予定です。資金計画については自己資金及び借入資金です。これは残高証明書及び融資見込証明書で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第17号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番・小松忠彦委員。

○1番（小松忠彦委員）

去る2月13日午前9時より、私と角谷長栄推進委員、事務局の佐々木主席主査、釜台主査の4人で現地調査に行ってきました。

27ページの配置図をご覧ください。申請地の東側は雑種地、西側は農地、南側は山林、北側は農地及び宅地となっております。

被害防除計画では、用地造成については、盛り土をするため南側の一部にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理し、東側道路側溝へ排水します。雨水は自然流下し東側道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第17号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第17号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案あります。お諮りいたします。議案第17号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第17号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第18号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

28ページをご覧ください。申請地は市が所有する土地を農家が借り受けして草地として利用していましたが、悪条件により休止する部分が増え始めたため、平成26頃年には全域が山林原野化し、平成29年3月末にはすべて市に返還されました。また、今後の利用見込みもなく、市に返還されたために申請地を管理する者もいません。このため、農地に復元することは困難であることから、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第18号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る2月7日午前9時より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、申請地は草地として機能しておらず、全域にわたり山林原野化していることを確認しました。また、申請地の奥に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認してきました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第18号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時15分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 大 場 弥 吉

議事録署名委員 佐 藤 喜 勝